

岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業
入札説明書等に関する質問回答（第1回目）

令和3年4月

岡山市

(1) 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1				入札説明書の位置付け	<p>「別添資料7～11については、入札参加表明の確認が認められた入札参加者のみに配布」とありますが、入札参加表明書の確認・通知が5月31日で第2回目の質問期限が6月3日までで、配布されてから質問までの期間が短いため、配布時期を早めて頂けますでしょうか。(参加表明書の受付時等)</p> <p>また、様式第9号(別紙1)技術提案書作成要領の1-3.参考資料に記載されている配布資料についても同様に早めて頂けますでしょうか。</p>	<p>別添資料及び参考資料ともに、入札参加表明書の提出時に「様式第9号(別紙4)中略参考資料に関する覚書」を提出し、代表企業が当該覚書の誓約者であれば岡山市環境局環境施設部環境施設課より代表企業へ随時配布(発送)することとします。</p>
2	3	第2	1	(4)	5) ア	本件工事に係るもの	<p>実施方針に関する質問・意見への回答No.1にて、「建設予定地における土壌汚染調査及び対策工事の業務範囲は入札公告時に示す」とのことでしたが、本件工事の範囲外との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
3	3	第2	1	(4)	5) イ	本件業務に係るもの	<p>実施方針に関する質問・意見への回答No.3にて、「運営管理事業者が支援する岡山市が行う具体的な内容については、入札公告時に示す」とのことでしたが、具体的な内容についてご教示願います。</p>	<p>要求水準書第Ⅱ編 第2章 第9節を参照として下さい。</p>
4	6	第3	1	(1)	3)	構成企業の企業数	<p>「構成企業の企業数の上限は任意とする」とありますが、一方で、様式第5号-5「建設工事特定共</p>	<p>ご理解のとおりです。 なお、修正した様式第5号-2、3、5</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							同企業体協定書（乙型 JV）」の 20 頁には、「この協定書【3 又は 4】通を作成し、・・・、1 通を岡山市長に提出する」と記載があります。このため、構成企業を 4 社以上とする場合は、協定書の文面等を適正に修正の上、提出することと考えるよろしいでしょうか。	を添付します。
5	9	第 3	1	(2)	5) カ	運営管理企業の要件	<p>「3 か月以上継続して…<u>現場総括責任者（…）として 1 年以上務めた経験を有する技術者を・・・</u> <u>運営管理業務期間中・・・配置</u>できること。」とありますが、下線部の条件が適用された場合、運営管理業務期間にわたり、“外部”より現場総括責任者の経験保有者を配置することが必要となります。</p> <p>本件事業では地元雇用拡大の観点より、将来的には、本件施設従業者の中から当該責任者を選任することを目指すことが望ましいと思料しますので、運営管理業務期間中における現場総括責任者の要件については、「要求水準書 第Ⅱ編 運営管理業務編 Ⅱ編-2-1 第 2 章 第 1 節 2-1-2 (1)及び(2)」の要件を満たすこととして頂けますでしょうか。</p>	運営管理企業の入札参加要件は、入札説明書に記載のとおりとします。
6	11	第 3	1	(4)	2) イ	実績を証する書類	設計企業の役割を分割する場合は、建屋及び土木・外構施設等担当はエ以外の要件を満たすこととの要件のため、様式第 6 号-1 にて提出する施工	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							実績証明書は、プラント担当を担う企業の実績との理解でよろしいでしょうか。	
7	11	第3	1	(4)	3)	入札参加表明の確認	<p>入札参加者の定義は、「入札参加資格審査が認められた企業グループ」であり、令和3年12月14日（火）の参加資格の審査結果をもって、企業グループから入札参加者に成り得ると理解しております。当文章の時期においては、入札参加者ではなく企業グループとなるため、読み替えてさせて頂いてよろしいでしょうか。</p> <p>また、構成員についても、定義は「SPCに出資する者」であるため、当文章の内容から考え、構成企業の誤記と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>なお、本項以降においても同様に読み替えて理解することとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>入札説明書の用語の定義の内、「入札参加者」は、「入札参加を表明する者」とします。</p> <p>後段については、ご理解のとおりです。</p>
8	15	第4	1	(5)	3)	現地見学会	「参加人数は10名を上限とする」と記載がありますが、企業グループではなく各企業での参加人数の上限数と考えてよろしいでしょうか。	企業グループで10名を上限とします。
9	15	第4	1	(5)	3)	現地見学会	現地見学会は、同一企業グループにおいて2回行うことは可能でしょうか？	企業グループにつき1回とします。
10	16	第4	1	(11)		技術対話	「入札参加者側の出席者は、・・・5人までとする」とのご指示ですが、本件事業は解体撤去工事、土木建築工事、プラント建設工事、運営管理業務、灰運搬・資源化業務等、多岐にわたる事業	入札説明書に記載のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							であることから、入札参加者側の出席者数は「必要最小限の人数」と改めて頂けますでしょうか。 または、プレゼンテーション実施要領に記載の内容と同様に、「10名を上限」として頂けますでしょうか。	
11	16	第4	1	(11)		技術対話	入札参加者側の人数が5人までと記載がありますが、人数についてプレゼンテーションと同等または増やしていただけますか。	No. (1) -10の回答をご参照ください。
12	17	第4	1	(15)	2)	提出方法	入札書の提出方法が「郵送による」とありますが、到着確認を企業グループの代表企業に通知して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	通知はしません。
13	17	第4	1	(15)		入札書の提出	万一の郵便事故で入札書が紛失された場合、引受けされた事実は証明出来ても、入札書の金額を証明することは出来ません。 従って、入札書を直接持参する方法のご検討をお願い申し上げます。	入札説明書に記載のとおり、郵送とします。
14	19	第4	1	(21)		一般競争入札参加資格確認者申請書の提出	「入札参加資格確認対象者として決定された者」とありますが、対象者の決定通知は企業グループの代表企業に通知されることと理解してよろしいでしょうか。 また、通知時期については開札日以降との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札参加資格確認対象者の決定通知は、企業グループの代表企業に通知します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
15	21	第4	2	(9)	1)	納入金額	「入札保証金を免除することができる者は、・・・契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者」とありますが、認められる者とは企業グループの代表企業のことと理解してよろしいでしょうか。 また、その代表企業が認められる者であることは、別途、通知して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	企業グループの代表企業が条件を満たしている場合、入札保証金を免除することができます。 また、後段については通知いたしません。
16	23	第5	2	(7)	2) ウ	運営期間における保証	「契約保証金に代わる担保として提供することができるものは、有価証券等の提供、金融機関の保証とする」と記載されていますが、この「金融機関の保証」には、「前払保証事業会社の保証」も含まれると解釈してもよろしいでしょうか。 また可能な場合は「前払金保証事業会社の保証」を明記いただけないでしょうか。	「運営管理業務委託契約書（案）」において、契約の保証については、金融機関等の保証とします。「前払金保証事業会社の保証」はこれに含まれるとご理解ください。
17	24	第6	1			入札参加表明時の提出書類	様式第4号-1「委任状（代表企業）」は、設計施工事業者及び運営管理事業者を共同企業体とする場合は、構成企業の内どの企業が代表企業を務めるのかを明確にするために必ず提出が必要な書類との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	24	第6	1			入札参加表明時の提出書類	様式第4号-2「委任状（代理人）」は、代表企業が代理人を定める場合にのみ提出する書類との理解でよろしいでしょうか。	様式第4号-2内※1に記載のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
19	24	第 6	1			入札参加表明時の提出書類	様式第 5 号-2, 3, 5 の特定共同企業体協定書の提出時期が入札参加表明時とのご指示ですが、提示されている条文における疑義や、共同企業内でのすり合わせ等、協議に時間を要すると考えられるため、協定書については別途、契約時等に提出することとし、入札参加表明時には、構成企業、JV 方式、担当工事（業務）が十分に表明できる各結成届出書（様式第 5 号-1, 4）のみを提出することとさせていただきますでしょうか。 また、お認め頂けない場合は、国土交通省標準協定書に沿った内容に適正に修正の上、提出するとの理解でよろしいでしょうか。	特定共同企業体協定書は一般競争入札参加資格確認申請書提出時に必要な書類と併せて提出することとし、入札参加表明時には各結成届出書を提出してください。 また、その際の各結成届出書に示す JV 構成員と協定書に示す JV 構成員は同様の企業として下さい。
20	24	第 6	1			入札参加表明時の提出書類	入札参加表明時に特定共同企業体協定書を提出することを免除して頂けないでしょうか。	No.（1）-19 の回答をご参照ください。
21	25	第 6	5			入札時の提出書類	建設工事費内訳書の提出部数が 1 部とのご指示ですが、一方で様式第 11 号-1 の表紙には、「提出部数は各 2 部とする」と記載があります。入札説明書に記載の 1 部を正として理解してよろしいでしょうか。	入札説明書の記載を正とし、各 1 部をご提出ください。
22	25	第 6	5			入札時の提出書類	運営管理費内訳書の提出部数が 1 部とのご指示ですが、一方で様式第 11 号-2 の表紙には、「提出部数は各 2 部とする」と記載があります。入札説明書に記載の 1 部を正として理解してよろしいでしょうか。	入札説明書の記載を正とし、各 1 部をご提出ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
23	25	第 6	5			入札時の提出書類	様式第 11 号（様式第 11 号-1、様式第 11 号-2 を含む。）は、入札説明書別図 3 の通り封筒に入れ郵送とのことですが、CD-R（3 部）については別途任意の封筒に入れ、入札書同様に郵送するとの理解でよろしいでしょうか。 （ご指定の長形 3 号の封筒に CD-R が入らない場合）	CD-R（3 部）については別封筒で郵送してください。
24						用語の定義	入札説明書の用語定義の“運営管理事業者（共同企業体とする場合）”に「運営管理事業者を共同企業体とする場合は、共同業務型共同企業体としなければならない」と記載がありますが、運営期間にわたって、乙型である分担管理型共同企業体でも代表企業により十分な管理が可能であるため、共同企業体の形態は事業者提案によるものとしてよろしいでしょうか。 なお、その場合は、様式第 5 号-4 の特定共同企業体結成届出書（乙型 JV）を使用し、分担管理方式として入札参加表明時に提出することとしてよろしいでしょうか。	運営管理事業者を共同企業体とする場合の形態は、事業者提案によるものとします。これに伴い、入札説明書における、「運営管理事業者（共同企業体とする場合）」の用語の定義を「運営管理事業者を共同企業体とする場合は、共同業務型共同企業体又は分担管理型共同企業体としなければならない。また、当該共同企業体は、代表企業と運営管理企業で構成しなければならない。」と訂正します。 また、後段については、様式第 5 号-4 を使用してください。なお、協定書については様式第 5 号-6 を添付します。

(2) 要求水準書第 I 編【設計・建設編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	I 編- 1-2	第 1 章	第 1 節	1-1-2- 2	(1) ① イ	地質	添付資料-6 柱状図（参考）の標高が EL 標記となっています。標高を TP 表記でご教示願います。	EL=TP とお考え下さい。
2	I 編- 1-2	第 1 章	第 1 節	1-1-2- 2	(1) ②	周辺状況	「災害時を想定し、北側用地と本件敷地との境界に連絡通路を設ける計画としている。」とありますが、本件工事としては、この連絡通路の設置は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	I 編- 1-2	第 1 章	第 1 節	1-1-2- 2	(1) ②	周辺状況	「添付資料 14 駐車場等建設スペース計画図」にある駐車場スペースは本件工事においては緑地面積に算入できるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	I 編- 1-2	第 1 章	第 1 節	1-1-2- 2	(1) ②	周辺状況	添付 14 に示す維持管理用道路の必要幅員、通り抜けの要否についてご教示ください。また、当該スペースは緑地面積に算入できるものとの理解でよろしいでしょうか。	必要幅員は 3m、通り抜けは不要とします。 また、本件工事においては緑地として参入可能です。
5	I 編- 1-2	第 1 章	第 1 節	1-1-2- 2	(1) ③	現状の地盤高	既存岡南環境センターの設計 GL 及び 1FL の標高を TP 表記でご教示願います。	設計 GL : TP+2.0m 1FL : TP+3.5m とします。
6	I 編- 1-2	第 1 章	第 1 節	1-1-2- 2	(1) ④	電波伝搬経路	「事前調査を事業者の責任と負担において実施する」とありますが、対策工事費は本工事に含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
7	I編-1-2	第1章	第1節	1-1-2-2	(5)	燃料	「中圧A導管が敷設」とありますので、『添付資料-4. 取合点位置図』にて取合点をご教示願います。	改定した添付資料-4. を添付します。
8	I編-1-2	第1章	第1節	1-1-2-2	(5)	燃料	中圧A導管の取合い点をご指示ください。	No. (2) -7の回答をご参照ください。
9	I編-1-10	第1章	第3節	1-3-4-4	(2)	参考図等の取扱い	同等の機能が担保されるとの考えにもとづいて、参考等として示されている仕様とは異なる内容で提案を行った内容は、貴市の要求水準を満たしているものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	I編-1-10	第1章	第3節	1-3-4-9		関連工事との取合	工事計画を検討するために、①北側用地における整備工事、②西側用地における岡南事業所整備工事について、整備時期及び工事内容をご教示願います。	①北側用地における整備工事 整備時期：本件工事終了後開始予定 工事内容：公共の広場等の整備 ②西側用地における岡南事業所整備工事 整備時期：令和8年4月～令和9年3月完成予定 工事内容：岡南事業所建設工事
11	I編-1-15	第1章	第4節	1-4-4-1		建築工事の責任者及び管理	分担施工型共同企業体（乙型JV）を組成する場合、建設工事の分担に合わせて監理技術者を配置し、現場代理人及び副現場代理人と兼務してよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
12	I編-1-16	第1章	第4節	1-4-6-1		敷地並びに工事区域	建設用地と温水プール間の構内道路を、工事期間中、解体工事、土留工事等の重機配置のために貴市との協議の上で一時的に使用させて頂くことは可能でしょうか。	基本的には使用不可とお考え下さい。やむを得ない状況の場合は、岡山市との協議によることとします。
13	I編-1-17	第1章	第4節	1-4-6-2		埋設物の確認	「発注条件で明示されていない埋設物があった場合」とは、「添付資料-10.4.解体対象施設図面集」及び「添付資料-12.埋設管概況図（参考）」に明示されていない埋設物と考えてよろしいでしょうか。 「添付資料-12.埋設管概況図（参考）」以外の埋設管情報があればご教示願います。	「添付資料-12.埋設管概況図（参考）」以外の埋設管情報は「添付資料-10.4.解体対象施設図面集」を参照して下さい。また、提供する図面に明示がない場合でも、今後岡山市による情報の開示があった場合は、その情報も発注条件で明示されているとお考え下さい。
14	I編-1-17	第1章	第4節	1-4-6-3	(1)	仮設物	「工事区域の内側0.5mのところ遮音壁並びに高さ1.8m以上の仮囲いを設置する」とありますが、遮音壁と仮囲いは兼用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	I編-1-17	第1章	第4節	1-4-6-3	(1)	仮設物	仮囲いの詳細な設置位置については、落札後の施工協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	I編-1-17	第1章	第4節	1-4-6-3	(4)	仮設物	貴市用現場事務所と施工監理業務従事者用現場事務所は40㎡程度スペースに仕切を設け、両者の事務所を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
17	I編-1-25	第1章	第5節	1-5-1		性能保証事項	「必須性能②は、引渡し後の2年間の契約不適合期間内に1年間の観測期間を設定し、～」とありますが、表1-5-1の性能要件に記載されている年間ごみ処理能力については、災害廃棄物が含まれているため、処理性能確認を行うごみ処理量は、当該期間内に搬入されたごみ処理量を処理することと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	I編-1-30	第1章	第6節	1-6-2-1		教育訓練	「事業者は、…岡山市業務受注者の従業員…」とありますが、貴市業務受注者の従業員とは、運営管理事業者を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	I編-1-34	第1章	第6節	表1-6-1		引渡し性能試験の項目と方法	灰の熱灼減量に関し、湿灰では水和物の脱水反応の影響により正確な測定ができないため乾灰での採取とし、サンプリング場所は1,2号炉が分離して採取できる場所としてもよろしいでしょうか。	可とします。
20	I編-1-34	第1章	第6節	表1-6-1		引渡し性能試験の項目と方法	排ガス(ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、水銀)の測定回数について「2回/1箇所を1炉につき2箇所以上」とありますが、これはろ過式集じん器入口(1箇所)及び煙突(1箇所)でそれぞれ2回ずつ測定を行うものと解釈してよろしいでしょうか。 また、上記測定項目の保証事項は、煙突での測定値と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。1炉につき、それぞれろ過式集じん器入口及び煙突をそれぞれ測定して下さい。 また、後段についてもご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
21	I編-1-35	第1章	第6節	表1-6-1		引渡し性能試験の項目と方法	「固化飛灰について「表2-4-1. 重金属類の溶出基準」を適用する」とありますが、本基準値については、飛灰資源化処理事業者の受入基準を満たした上で、飛灰処理装置を設けない場合は適用されないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	I編-1-37	第1章	第6節	表1-6-1		引渡し性能試験の項目と方法	「各種薬品、油脂類、上水使用量、電力量の施設負荷に対する使用割合を実施設計図書と比較整理する」とありますが、実施設計図書で提示した数量と大幅な乖離が無いことを確認するものであり、実施設計図書で提示した値は保証項目ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	I編-1-38	第1章	第7節	1-7-1-1	(2)	プラント機械設備工事	「岡山市が指示する主要機器の開放点検、復旧及び性能確認試験により、異常のないことを確認する」とありますが、性能確認試験で異常のないことが確認できた場合は、開放点検は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	I編-1-39	第1章	第7節	1-7-2-2		契約不適合責任期間中の経費分担	「1-7-2-2. 契約不適合責任期間中の経費分担」とありますが、ここで言う契約不適合責任期間中とは、施工上の契約不適合責任の存続期間(引渡し後2年間)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	I編-1-39	第1章	第7節	1-7-2-2		契約不適合責任期間中	契約不適合責任期間中に実施する法定点検、定期補修工事及び定期(中間)点検の費用について	契約不適合責任期間中に実施する法定点検、定期補修工事及び定期(中間)点検

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
						の経費分担	は、本件業務の委託費に含まれると考えてよろしいでしょうか。	の費用については、要求水準書に記載するとおり、本件工事の範囲内とします。 当該費用は、本件業務の委託費には含みません。
26	I編-1-39	第1章	第7節	1-7-2-3	(2) ① ア	契約不適合判定基準	「火格子部品の腐食、摩耗、焼損、破損等による重量の減少量が当初測定重量に対し12%を越えた場合」とありますが、腐食、摩耗、焼損、破損等が見られた火格子の重量を測定し、当初重量からの重量の減少量を測定するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	I編-1-39	第1章	第7節	1-7-2-3	(2) ① ア	契約不適合判定基準	「火格子部品の腐食、摩耗、焼損、破損等による重量の減少量が当初測定重量に対し12%を越えた場合」とありますが本基準は例として示されているため、減少量の判定基準は火格子の設置場所等に応じて別途設定し「契約不適合確認要領書」にて貴市の承諾を得るものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	I編-1-40	第1章	第7節	1-7-2-3	(7) ①	契約不適合判定基準	2年目に実施する煙突ノズルの内部点検は、笛吹き現象やダウンウォッシュの確認ではなく、目視による外観確認と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	I編-1-41	第1章	第7節	1-7-4-2	(1)	原因究明にかかる費用の負担	「原因究明の調査に要する費用等の負担については、究明結果にかかわらず事業者負担とする」とありますが、究明結果にて原因の一部が貴市に帰	要求水準書第I編-1-41 1-7-4-2に記載のとおり、究明結果に関わらず、調査に要した費用は事業者の負担としま

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							責める場合は、双方協議により、調査に要した費用の負担割合を定めるものと考えてよろしいでしょうか。	す。
27	I編-2-6	第2章	第2節	2-2-1	(6) 表 2-2-1	処理対象物の搬入量 (参考)	破砕処理が必要な粗大ごみの量は、前頁に示されている事業系可燃粗大ごみの255tのみと考えてよろしいでしょうか。また、これ以外の処理対象物がある場合はその量をご教示願います。	平常時は、255t/年とお考え下さい。 災害発生時には、災害廃棄物を破砕処理可能な設備とします。
28	I編-2-8	第2章	第2節	2-2-5	(5)	搬入出路	直接搬入の受入形態について以下内容をご教示願います。 ・ごみ種別：(可燃性粗大のみ等) ・予約の有無 ・搬入台数の実績値	・ごみ種別：可燃ごみ、事業系可燃性粗大 ・予約の有無：無(ただし、【ごみ減量・リサイクルガイド】、【事業系ごみの分け方・出し方】記載のとおり) ・添付資料-23を参照
29	I編-2-9	第2章	第2節	2-2-6	(3)	余熱利用計画	「余剰電力は、岡山市役所新庁舎及び市民屋内温水プール並びに岡南事業所へ供給」とありますが、各施設の消費電力量は、毎月の消費電力量を24時間平均した値とすると考えてよろしいでしょうか。	質問の意図が明らかではないので回答を差し控えさせていただきます。 質問の意図を明らかにし、第2回目の質問で再度ご質問ください。
30	I編-2-9	第2章	第2節	2-2-6	(3)	各施設の消費電力量	温水プール等の各施設の消費電力量をご指示ください。	No. (2)-29の回答をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
31	I編-2-9	第2章	第2節	2-2-7	(2)	工業用水	「工業用水を…行うものとする。」とありますが、当該工業用水の水質データをご教示願います。	岡山市水道局 HP を参照として下さい。
32	I編-2-10	第2章	第2節	2-2-7	(11) ①	供給方法	蒸気条件は 179°C0.98MPa となっていますが、0.98MPa は設計圧力との理解でよろしいでしょうか。その場合、常用圧力についてご教示願います。また、添付資料 4 にて飽和蒸気と過熱蒸気を供給することとなっていますが、本項で提示されている条件のみでの供給と考えてよろしいでしょうか。	0.98MPa は設計圧力です。常用圧力は 0.49-0.88MPa とし、1 か所での取合とします。
33	I編-2-11	第2章	第2節	2-2-9.	(4)	作業環境	機側 1m における騒音が 80dB を超える場合に、騒音対策を施すとありますが、対策後に騒音値が 80dB を下回る必要までは無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、該当する装置機器については、要求水準書第 I 編に記載する騒音対策を講じてください。
34	I編-2-12	第2章	第2節	2-2-10	(13)	地震対策	「事業者は近隣住民を誘導し、必要な物資等を岡山市と協力して避難者へ提供すること」とありますが、物資等は別途施設外から搬入されたものを提供するものであり、施設内に貯留した物資を提供するものではないと理解してよろしいでしょうか。	施設内に物資を備蓄することとしており、その物資を提供するものとお考え下さい。なお備蓄物資は事業者の提案によるか、提案がなければ市が準備します。
35	I編-2-14	第2章	第3節	2-3-1-1	(1)	施工	「配管・ダクト等の躯体貫通は原則としてスリーブ入れ～」とありますが、複数配管が隣接して貫	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							通ずる場合は、一つの開口にまとめて貫通させ、区画に応じた手法にて仕舞を行うこととしてよろしいでしょうか。	
36	I編-2-14	第2章	第3節	2-3-1-2	(3) ①	解体撤去工事の施工範囲	「添付資料-10による」とありますが、残置範囲は参考とし、新焼却施設の配置や施工上の都合により、事業者にて範囲を計画できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	I編-2-14	第2章	第3節	2-3-1-2	(3) ①	解体撤去工事の残置	残置範囲については事業者の提案により、全撤去も可能と考えてよろしいですか。	No. (2) -36の回答をご参照ください。
38	I編-2-16	第2章	第4節	2-4-2	(3) 表 2-4-1	重金属類の溶出基準	本基準値については、飛灰資源化処理事業者の受入基準を満たした上で、飛灰処理装置を設けない場合、適用されないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	I編-3-1	第3章	第1節	3-1-1-1	(3)	通年運転計画	全炉停止は年1回7日間程度とありますが、ごみピット管理等により受入業務に影響を与えない範囲で7日間以上の全炉停止期間を計画してもよろしいでしょうか。	ごみの受入、及びごみ処理に支障が無いことを条件に可とします
40	I編-3-2	第3章	第1節	3-1-2-1	(12)	配置動線等	「油圧装置の計画は、特記するものを除き装置種別毎に設けること」とありますが、同じ炉室内に配置され、一連の装置である『給じん装置』、『燃焼装置』、『灰押し出し装置』は同一の油圧装置により駆動させてもよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
41	I編-3-3	第3章	第1節	3-1-2-3	(2)	塗装	「一般錆止め塗料 JISK5621(廃止済み)」相当品は使用しない。「屋外仕様」の採用を原則とする」とありますが、貯留槽や煙道等の内面で外部に露出しない箇所の養生錆止め用の塗料は事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
42	I編-3-7	第3章	第1節	3-1-2-9.	(5)	コンベヤ類	「設置運用上の問題が無いかぎり、原則として機側には非常停止用の引綱スイッチを設ける。(密閉式コンベヤは除く)」とありますが、機側に設置する非常停止用の引綱スイッチは上部開放型のコンベヤに対し設置し、密閉しているコンベヤで巻き込まれなどの安全上問題ないことが確認されていれば、コンベヤ近傍に緊急停止ボタンを設置することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	I編-3-10	第3章	第2節	3-2-1	1)	計量機形式	「ロードセル・ピット式」とありますが、前後のスロープの勾配をランプウェイの基準として提示されている10%以下とすることを条件に、ピットレス式とすることは可能でしょうか。	不可とします。
44	I編-3-11	第3章	第2節	3-2-1	5) (15)	計量機設計基準等	「計量システムはシステムの変更に対して拡張性の高い設計とする」とありますが、システム変更時に可能な限り改造が少なくなるよう配慮することとし、システム変更にもなう改造は本工事対象外であると理解してよろしいでしょうか。	運営開始後、システム変更が政策等による市の要請に基づく変更の場合は、市が負担するものとします(ただし、軽微な変更は除く)。その他は事業者の負担とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
45	I編-3-12	第3章	第2節	3-2-3	5) (1)	投入扉	「投入扉（外扉）の自動開閉はループコイル方式と超音波探知器の併用による車両自動検知方式とする」とありますが、2種類の方式により検知するものであれば、方式は事業者提案とすることは可能でしょうか。	可とします。 ただし、事業者による提案内容を岡山市が不適と判断した場合は、改善通知にて仕様の変更を求める可能性があることにご留意ください。
46	I編-3-12	第3章	第2節	3-2-3	5) (14)	投入扉 設計基準等	「ヒンジ部等で給油が必要な箇所は遠方集中給油方式とする。」とありますが、高所やごみピット内に給油箇所がある場合と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	I編-3-13	第3章	第2節	3-2-4	4) (1)	ダンピング ボックス 構造等	「投入扉1門をダンピングボックス専用とする」とありますが、開閉速度や密閉性が投入扉と同等であれば、シャッター方式とすることは可能でしょうか。	条件付きで可とします。 ただし、シャッター方式とする場合は、ごみピット内でのごみ積み上げの際に支障（扉の強度及び運用上に支障）のないように配慮することを条件とします。
47	I編-3-26	第3章	第3節	3-3-4- 3	4) (8)	ホッパ及び シュート 設計基準等	「焼却灰用のシュートのエアシールは、灰押出し装置の水封面の水位変動を考慮した方式・構造とすること」とありますが、提案する灰押出装置の方式に合わせて、エアシールが行われる方式・構造を提案するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
48	I 編- 3-27	第 3 章	第 3 節	3-3-5- 2	4) (2)	助燃バーナ 設計基準等	「ACC との連動とする。」とありますが、バーナの 負荷変動にもなって生じる温度変化等に対し、 ストーカ速度や燃焼空気量等が自動的に調整され ることと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	I 編- 3-29	第 3 章	第 4 節	3-4-1	9) (22)	ボイラ本体 設計基準等	「液面計は、二色液面計と透視式液面計を取り付 ける」とありますが、安定性、経済性を考慮して マグネット式の提案も可能でしょうか。	可とします。
50	I 編- 3-29	第 3 章	第 4 節	3-4-2	5) (1)	ボイラ鉄骨 及びケーシ ング 設計基準等	「自立型ボイラ以外のボイラに採用するボイラ鉄 骨は、ボイラを支えるのに十分な強度と合成を有 した鋼製構造とする。この場合、鉄骨に建築構造 用圧延鋼を用いる。」とありますが、構造上必要 なフレーム部に建築構造用圧延鋼を使用すると解 釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	I 編- 3-30	第 3 章	第 4 節	3-4-4	4) (1)	過熱器 設計基準等	「過熱器は、その全体を定期補修整備期間内にお いて交換可能とする。」とありますが、運営期間 中に交換が必要となる過熱器のみを定期補修整備 期間内に交換すると解釈してよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
52	I 編- 3-35	第 3 章	第 4 節	3-4- 13.	10) (7)	タービン排 気復水器	「冬季における積雪荷重を考慮する。」とありま すが、積雪荷重条件についてご教示願います。	岡山市建築基準法施行規則第 21 条を 参照してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
53	I編-3-41	第3章	第5節	3-5-2	7)	乾式排ガス処理装置 付属機器	付属機器として、「③エアレーション装置」、「④ブリッジ防止装置(エアノッカ、バイブレータ)」、「⑤ブリッジ解除装置」とありますが、機能的に問題ない場合、③～⑤の機器・機能を「ブリッジ防止・解除装置」として統合し、その構成を事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
54	I編-3-53	第3章	第8節	3-7-8	5) (8)	煙道 設計基準等	「バイパス煙道には、酸露点腐食を防止するため、空気置換可能とする」とありますが、バイパス煙道は必要に応じて設置するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	I編-3-60	第3章	第8節	3-8-1-9.		鉄分貯留ホッパ	磁選機を設置する場合は、発生量、搬出の容易性を考慮し、鉄分をコンテナでの貯留、搬出を提案することは可能でしょうか。	可とします。ただし、搬出動線の安全性、容易性に十分配慮することを条件とします。
56	I編-3-61	第3章	第8節	3-8-2-1	3) (8)	飛灰搬出装 置 設計基準等	「摺動部分にはライナープレートを張付け、取り換え可能な構造とする」とありますが、ライナープレートを設置する代わりに搬送速度やケーシングの材質・厚みは摩耗を考慮し、耐久性を向上させることを提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。
57	I編-3-62	第3章	第8節	3-8-2-3	3) (1)	飛灰貯留槽 主要項目	飛灰の資源化業者の受入基準を満たす場合は、飛灰を湿灰で搬出してもよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
58	I編- 3-62	第3章	第8節	3-8-2- 3	3) (1)	飛灰貯留槽 主要項目	飛灰の湿灰搬出が認められる場合は、ジェットパ ック車への搬出に関連する仕様は参考扱いとし、 7日分の容量は飛灰貯留槽と飛灰ピットで確保す るものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	I編- 3-62	第3章	第8節	3-8-2- 3	3) (4) ⑥	飛灰貯留槽 計量機	飛灰貯留槽の計量機に関し、ピットを併用して飛 灰を貯留する場合は非設置とすることは可能でし ょうか。	可とします。
60	I編- 3-65	第3章	第8節	3-8-4		灰クレーン	「灰沈殿槽の沈殿灰を焼却灰エリアに移動する際 も使用する」とありますが、灰沈殿槽の沈殿灰が 別の方法で除去できる場合は、灰クレーンによら ないものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
61	I編- 3-68	第3章	第9節	3-9-1	3)	設計基準等	「生活用水受水槽も7日以上を確保する」とあ りますが、用途に応じた水質を維持した上で、施 設を7日間運営するために必要な水源が確保され ていれば、水槽の貯留容量については事業者提案 とさせていただいてもよろしいでしょうか。	水源及び水質の維持方法について問題 がないことが確認されることを条件に、 可とします。
62	I編- 3-70	第3章	第9節	3-9-6	3) (1)	非常用水源 工事 その他	「深井戸の深さは100～150mを目安として計画す る」とありますが、深さが大きく超えた場合の責 任及び費用負担は別途、協議を行うと考えてよろ しいでしょうか。	本件敷地の準不透水層の位置から想定 した深さであるため、あくまでも目安と して計画してください。責任及び費用負 担についての協議は行いません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
63	I編-3-79	第3章	第11節	3-11-1-1	3) (3)	灯油タンク設計基準	「容量は、焼却炉を2炉立ち上げるのに必要な量（ブラックスタート用発電機を用いた炉立ち上げに必要な量を含む）、または非常用発電装置の最大消費量の2日分以上のいずれか多い方」とありますが、ブラックスタート用発電機と保安用発電機を分けて設置する場合、「非常用発電装置の最大消費量の2日分以上」は「保安用発電機の最大消費量の2日分以上」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	I編-3-83	第3章	第12節	3-12-2	1) (1)	受変電設備	「2.2kV」とありますが、22kVと考えてよろしいでしょうか。	誤記です。22kVとします。
65	I編-3-83	第3章	第12節	3-12-2	1) (1)	受変電設備	22kVの誤記と推察されますが、いかがでしょうか。	No. (2) -64の回答をご参照ください。
66	I編-3-86	第3章	第12節	3-12-7-1		非常用発電装置	全炉休止時に電力会社からの送電が停止した場合、市民温水プール、岡南事業所、北側用地に対する非常時等の送電は、蒸気タービンによる発電開始後に行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	I編-3-90	第3章	第12節	3-12-9	3)	現場制御盤	「本盤はバーナ制御盤、・・・、排水処理制御盤等、装置・設備単位の付属制御盤などに適用する」とありますが、記載のある現場制御盤は一例と解釈し、必要な箇所に制御盤を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
68	I 編- 3-93	第 3 章	第 12 節	3-12- 11		保守用電源盤	「プラットホーム、・・・、灰クレーン近傍等の必要箇所に補修用アーク溶接機用として設置する」とありますが、記載のある保守用電源盤は一例と解釈し、必要な箇所に電源盤を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	I 編- 3-93	第 3 章	第 12 節	3-12- 12	1) (1)	市民屋内温水プール電力供給工事 取合点	『添付資料-4. 取合点位置図』にて電力供給の取合点をご教示願います。	当該取り合い点を追記した添付資料-4. を添付しますので、ご確認ください。
70	I 編- 3-93	第 3 章	第 12 節	3-12- 12	3) (2)	市民屋内温水プール電力供給工事 その他	市民温水プールへの供給電力の最大値は、現状の契約電力 185kW であると理解してよろしいでしょうか。	左記の契約電力は、市民屋内温水プールにおける令和 3 年 3 月の契約電力です。このため、最大値ではありません。要求水準書に記載のとおり、左記契約電力に 10% の余裕率を見込む等、事業者で想定してください。
71	I 編- 3-93	第 3 章	第 12 節	3-12- 12	1) (1)	取合い点	市民屋内温水プールとの電力取合い点をご指示ください。	No. (2) -69 の回答をご参照ください。
72	I 編- 3-93 I 編- 3-94	第 3 章	第 12 節	3-12- 12 3-12- 13		北側用地電力供給工事 岡南事業所 電力供給工事	供給電力の最大値は、添付資料 13 に提示のとおり、各々契約電力の 40kW であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. (2) -70 の回答と同様に左記契約電力を参考とし、事業者で想定してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
73	I編-3-97	第3章	第13節	3-13-3-1.	1)	中央監視盤	中央監視盤（警報・記録系）において、警報表示や連続記録計の機能を中央監視操作卓のLCD画面へ集約してもよろしいでしょうか。	可とします。
74	I編-3-99	第3章	第13節	3-13-3-4.		図書管理装置	機能を満たせば事務管理装置と兼用することで計画してもよろしいでしょうか。	可とします。
75	I編-3-101	第3章	第13節	3-13-5		分析測定装置（環境測定装置）	「煙突部」以外の排ガス分析測定装置の設置は、制御方法との関連もあるため、排ガス基準値を遵守することを前提に事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	可とします。
76	I編-4-1	第4章	第1節	4-1-1	1)	計画概要 工事範囲	洗車場も（合棟または別棟とする）とすることは可能でしょうか。	可とします。
77	I編-4-1	第4章	第1節	4-1-1	3) (1)	計画概要 設計施工上の留意事項	地下水位はGL-2m付近にあると想定されていますが、TP表記でご教示願います。	TP-4.0m付近とお考え下さい。
78	I編-4-4	第4章	第1節	4-1-3	1) (3)	敷地内配置 施設、その他関連施設との取り扱い	「建物の外壁貫通部の配管等は、漏水・沈下対策として目視による点検可能な構造」とありますが、地上外壁貫通部に限定され、地下外壁貫通部は除外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
79	I編-4-9	第4章	第2節	4-2-1	表4-2-1 3.	プラットホーム	「天井：RC+木毛板」とありますが、無柱の長大スパン架構構造を考慮して、十分に気密性と防臭性を確保したALC版+シート防水での提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	プラットホームの天井階に管理諸室を配置しない計画とする場合は、プラットホームの外壁及び屋根をS造とすることを可とします。ただし、この場合、ALC目地部及びALCと屋根の仕舞については、異種材料のシーリング材及び構造的対策による二重又は三重の臭気漏洩対策を講じることを条件とします。
80	I編-4-11	第4章	第2節	4-2-1	表4-2-1 6.	ごみピット	「天井：コンクリート打放し」とありますが、「2-1-13. 改造の容易性」及び無柱の長大スパン架構構造を考慮して、十分に気密性を確保したALC版+シート防水での提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
81	I編-4-12	第4章	第2節	4-2-1	表4-2-1 8.	ホップステージ	「床：アスファルト防水」の範囲は水洗いするエリアに限定してもよろしいでしょうか。	機能上支障が無いことを条件に可とします。
82	I編-4-15	第4章	第2節	4-2-1	表4-2-1 13.	炉室	「天井：裏断熱表し」とありますが、屋根断熱範囲は空調室上部に限定してよろしいでしょうか。	温度条件が順守されることを条件に可とします。
83	I編-4-18	第4章	第2節	4-2-1	表4-2-1 15.	排水処理設備室・地下水槽	「7. 槽にはマンホール（原則2箇所以上）及びタラップを設ける」とありますが、マンホールはメンテナンス用と換気用と考え、タラップはメンテナンス用1箇所の設置でよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
84	I編-4-21	第4章	第2節	4-2-1	表4-2-17.	発電機室	「壁：RC+グラスウールボード貼り」とありますが、騒音計算により敷地境界線の騒音規制値を下回ることが確認できれば、RC以外の構造も採用することは可能でしょうか。	不可とします。
85	I編-4-23	第4章	第2節	4-2-1	表4-2-26.	非常用発電機室	「壁：RC+グラスウールボード貼り」とありますが、騒音計算により敷地境界線の騒音規制値を下回ることが確認できれば、RC以外の構造も採用することは可能でしょうか。	不可とします。
86	I編-4-26	第4章	第2節	4-2-1	表4-2-37.	排ガス分析室	連続分析計設置場所が清浄な雰囲気であれば、専用室内の設置を省略することは可能でしょうか。	連続分析計設置場所が清浄な雰囲気である、かつ、騒音計算により敷地境界の規制値を下回ることが確認できることを条件に可とします。
87	I編-4-30	第4章	第2節	4-2-1	表4-2-26.	見学者廊下	「1.見学対象箇所を周回しながら見学ができるように計画する」とありますが、見学者ルートについては設備の配置計画に応じて説明用調度品と合わせて、事業者にて提案させて頂くことは可能でしょうか。	効率的な見学およびバリアフリー化が図られていることを条件に可とします。
88	I編-4-44	第4章	第2節	4-2-1	表4-2-41.	計量棟	計量棟内の設備については、常駐する人員に応じて変更できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
89	I編-4-47	第4章	第2節	4-2-2	4) (2) ④	構造計画 構造計算、 設計手順等	建築設備の耐震設計は、地域係数(Z)は1.0とするとありますが、主架構(構造)の耐震設計については記載がないため告示に準拠しZ=0.9(岡山県)としてよろしいでしょうか。	可とします。
90	I編-4-48	第4章	第2節	4-2-3	1) (1) ②	屋根	「ごみピット、ホップステージの屋根はRC造」とありますが、気密性が確保されることを前提にALCとすることは可能でしょうか。	No.(2)-80をご参照ください。
91	I編-4-48	第4章	第2節	4-2-3	1) (1) ③	屋根	「炉室の屋根は採光に留意し、機械換気モニタを設ける」とありますが、モニタの有無は換気方式により決定するものとしてよろしいでしょうか。	換気性能について確認できることを条件に可とします。
92	I編-4-48	第4章	第2節	4-2-3	1) (2) ③	外壁	「プラットホームの外壁は条件付きでS造を可とする。」とありますが、気密性が確保されることを前提にALCとすることは可能でしょうか。	臭気対策が確認できることを条件に可とします。
93	I編-4-49	第4章	第2節	4-2-3	1) (5) ② オ	ごみ搬入車 用プラット ホーム出入 口扉	「扉にはフィックス窓を設け～」とありますが、反対側が見通せる機能が確保されていれば、出入口扉の形式に応じた仕様とすることは可能でしょうか。	反対側が見通せること、密閉性が確保されていることを条件に可とします。
94	I編-4-50	第4章	第2節	4-2-3	1) (6) ① オ	窓(一般)	「外気に面するサッシ枠は断熱性を有するもの」とありますが、断熱性を有するサッシ枠は空調室に限定するものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
95	I 編- 4-51	第 4 章	第 2 節	4-2-3	1) (8) ③	ガラリ	「材質は SUS 製を標準とする。ただし、建具に付属するものについてはこの限りではない」とありますが、もらい錆等による付着汚れの補修が困難であるため、耐塩害性に優れ、また景観上、着色が可能であるアルミ製（電解着色）での提案も可能でしょうか。	可とします。
96	I 編- 4-51	第 4 章	第 2 節	4-2-3	1) (12)	ガラス	「工場棟見学者廊下の見学用窓は耐熱強化ガラスとする」とありますが、防火設備ではない見学用窓は強化ガラスとしてよろしいでしょうか。	可とします。
97	I 編- 4-55	第 4 章	第 2 節	4-2-4	2) (6)	仕上げ計画 内部仕上	「コンクリート床は防じん塗装を原則とする」とありますが、防じん塗装を施す範囲は粉じんが舞うと機能上好ましくない部分に限定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	I 編- 4-58	第 4 章	第 3 節	4-3-2- 2	1)	計画概要	「雨水流出抑制対策の手引き（平成 29 年 10 月）に基づき」とありますが、令和 2 年 8 月改定版があります。最新版としてこれに基づくことと考えると、貯留施設の必要貯留量は、開発行為に準じて 300 m ³ /ha と考えてよろしいでしょうか。また、車両出入口の公道切下げ部分の雨水は、公道に排水溝が敷設されている場合は、そちらに放流してよろしいでしょうか。	「雨水流出抑制対策手引き」のとおりとします。 また、後段については関係課との協議により定めることとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
99	I 編- 4-58	第 4 章	第 3 節	4-3-2- 2		雨水流出抑制施設	雨水流出抑制施設の貯留容量は、手引きに基づき300m ³ /ha としてよろしいですか。	No. (2) -98 の回答をご参照ください。
100	I 編- 4-59	第 4 章	第 3 節	4-3-2- 5	1)	駐車場工事 計画概要及び 施工範囲	「電気自動車用急速充電気を 1 基以上設置すること」とありますが、料金徴収機能は無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	I 編- 4-59	第 4 章	第 3 節	4-3-2- 7	1)	門・囲障工事 計画概要及び 施工範囲	「敷地外周にフェンスを設ける」とありますが、既存の石垣+フェンスは全て撤去の上、フェンスおよび必要に応じて擁壁等を設置すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	I 編- 4-60	第 4 章	第 3 節	4-3-2- 9	1)	看板塔工事	内照式や投光など夜間でも視認できる必要があるのかご教示願います。	夜間の視認は必須としません。
103	I 編- 4-62	第 4 章	第 4 節	4-4-1	1) (3)	空気調和設備 空調方式	「ゾーニングで 24 時間、8 時間及び随時の 3 系統」とありますが具体的な部屋名、用途等の指定がありましたらご教示願います。	事業者提案によることとします。
104	I 編- 4-62	第 4 章	第 4 節	4-4-1	2) (1)、 (2)	空気調和設備 設計条件 室内条件	室内夏季の湿度条件は 50%程度を目安と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	I 編- 4-62	第 4 章	第 4 節	4-4-1	2) (1)、 (2)	空気調和設備 設計条件 室内条件	電算機室及びサーバー室等の設計条件に「フリーアクセスフロア内温湿度条件（吹出温度）」とありますが、フリーアクセスフロア吹出し方式を採用した場合の条件と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
106	I編-5-1	第5章	第1節			計画基本事項	「令和4年4月1日以降に清掃業務を3か月程度を目安に行う」とありますが、契約工期内となるため、清掃を行っている部分以外における解体工事は貴市と調整の上で着手可能と考えてよろしいでしょうか。 また、清掃業務が3か月以上かかった場合等により工程が遅延した場合は、工程等に関して協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、3か月はあくまでも目安とお考え下さい。さらに、その期間にアスベスト調査等の各種調査及び各種届出並びに近隣住民への説明を行うこととします。
107	I編-5-1	第5章	第1節			計画基本事項	既設工場の地下水漏水場所、および水量についてご教示願います。	B2F 誘引通風機室の南側天井部及びMB2 階煙道付近壁面等に生じた漏水箇所（クラック等に塩ビ管を差し込んでいる箇所もある）があります。 なお、上記は参考とお考えください。 想定水量については、25-30m ³ /日程度としてください。
108	I編-5-1	第5章	第1節			計画基本事項	クラックから地下水が内部に漏水しているとあるが、漏水箇所について、具体的にご指示ください。	No. (2) -107 の回答をご参照ください。
109	I編-5-1	第5章	第1節			計画基本事項	「土壌汚染対策法」関連法令、規制等を遵守することとありますが当該敷地の土壌には土壌汚染対策法に基づく特別有害物質は全て除去されているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
110	I編-5-29	第5章	第2節	5-2-2		工事基本方針	「要求水準書から読み取れる機器等以外の機械、備品、消耗品が残置されている可能性がある」とありますが、残置物の撤去についてはI編5-1、第1節 計画基本事項の記載のある内容と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	I編-5-30	第5章	第2節	5-2-3-2	3)	事前調査 石綿	石綿除去工事については解体対象物の含有調査後でなければ費用を算出することが困難であり除去・処分費用を本工事に見込む場合は全て石綿含有廃棄物扱いとして計上することになります。大気汚染防止法第18条の16に則り本工事に事前調査費用は見込むものとするが除去・処分の対策費用は別途清算するものと考えてよろしいでしょうか。 また、石綿含有可能性建材一覧表（参考）が記載されていますが、仕上げ材・下地材すべてにおいて石綿含有分析調査が必要と考えてよろしいでしょうか。事前調査の分析調査方法にご指定があればご教示願います。	石綿除去工事の数量については、要求水準書等を参考に事業者の経験から、設定し、入札書に計上してください。 また、後段については、ご理解のとおりです。分析調査については廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（公益社団法人日本保安用品協会）等に基づいて実施してください。
112	I編-5-38	第5章	第3節	5-3-3-2	①	仮設集じん設備の設置と運用 フィルター仕様	フィルターの仕様について、記載と同等以上の能力の仕様であれば必ずしもHEPAフィルターを有する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
113	I編- 5-39	第5章	第3節	5-3-3- 5		解体ヤード 及び前室	「内部：ビニルシートの二重張り」とありますが、床は二重張り、天井面・壁は一重張りと考えてよろしいでしょうか。	可とします。なお、床については、要求水準書第I編第5章第3節5-3-3-5に記載のとおり、RC造としたうえで、ビニルシートの有無は事業者の提案とします。
114	I編- 5-42	第5章	第3節	5-3-6- 5		煙突解体	「無人化工法」とありますが、低振動低騒音の工法で人が介入した作業工法（耐火レンガのゴンドラ搭乗による除去、ワイヤーソーイング切断によるRC躯体のブロック解体等）でも可と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
115	添付 資料- 7					海外調達材 料・部品等 の取扱いに ついて	「日本工業規格(JIS)や発電用火力設備技術基準等の国内の諸基準や諸法令に適合している材料や部品等であること、もしくは、これら諸基準・諸法令等と同等の基準に適合する材料や部品等であるものとする。」と記載ありますが、成分・強度がJIS規格と同等であれば、海外規格材を使用できると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、実施設計時に品質・適合基準等について説明し岡山市の承諾を得てください。
116	添付 資料- 7					海外調達材 料・部品等 の取扱いに ついて	海外調達材料及び部品等を使用する場合、「材料検査等の岡山市の立会いを要する材料・部品等については、国内において検査を実施できるものとする。」と記載ありますが、ボイラ、鉄骨等を海外製作する場合、お立会検査については国内において現地搬入時の検査を実施することと解釈してよろしいでしょうか。	可とします。ただし、工事受注者の品質管理責任者等が製作国の工場での品質検査を実施し合格していることが条件と考えます。 また、基本的な考え方として、鉄骨等の部材を海外製作した場合は、現地搬入時の検査で可とし、海外で完成品を製作

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
								<p>する場合は現地搬入前に国内の倉庫・工場等で工場検査を行うものとしてください。</p>
117	添付資料-7					海外調達材料・部品等の取扱いについて	<p>「照合検査の準備として、規格を証明するマークの入った材料を原則として使用し、マークを製造過程の重要な節目ごとに写真に撮るなど、マークと材料証明書の照合が可能にようにする」と記載ありますが、構造部材(ボイラ:安全管理審査に係わる耐圧部材、鉄骨:柱、梁等)について対象と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>どうしても困難な理由がある場合は可とします。ただし、岡山市が特に重要と考える装置機器・部材については、この限りではありません。詳細な計画について実施設計時の協議により定めるものとします。</p>
118	添付資料-15, 16, 17					搬入・搬出実績	<p>岡南環境センターにおけるごみ搬入量を提示いただいておりますが、適正な受入管理体制を検討するために、本資料と同期間の収集車(直営・委託・許可業者)及び一般持込者の来場車両台数実績もご教示願います(「添付資料-16及び17」も同様)。</p>	<p>岡南環境センターの収集車及び一般持ち込み者の来場車両台数実績(参考)(平成27年～令和元年度)を添付資料-23に、岡山市久米南町衛生施設組合センターの収集車及び一般持込者の来場車両台数実績(参考)(平成27、28、令和元年度)を添付資料-24に示します。</p> <p>なお、玉野市東清掃センターに関しては、データが欠損しているため、岡南環境センターと同等の車両と想定し、搬入量等を考慮し、事業者で想定してください。</p>
119	添付資料					搬入台数	<p>収集車および一般持ち込み車の搬入台数実績をご教示頂けませんか。</p>	<p>No. (2) -119の回答をご参照ください。</p>

(3) 要求水準書第Ⅱ編【運営管理業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	Ⅱ編-1-5	第1章	第2節	1-2-18	(1)	災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、…岡山市が実施する。」とありますが、分別等の前処理も含めて対応頂けるものと理解してよろしいでしょうか（「同要求水準書Ⅱ編-2-6第2章第2節2-2-4(3)」も同様）。	ご理解のとおりです。
2	Ⅱ編-1-7	第1章	第2節	1-2-20	(4)	マニュアル及び計画書等作成業務報告書	「事業者は、…保管しなければならない。」とありますが、保管スペースに限りがあり、長期間分の紙文書を保管することは困難なため、電子データでの保管をお認め頂けないでしょうか。	可とします。 ただし、保存の方法については岡山市と協議の上定めることとします。
3	Ⅱ編-1-7	第1章	第2節	1-2-20	(4)	保管方法	業務報告書、各種の日誌、点検記録、報告書等の保管は電子データで保管することと考えてよろしいですか。	No. (3) -2の回答をご参照ください。
4	Ⅱ編-2-4	第2章	第2節	2-2-2-7	表2-2-1	ごみ焼却施設の搬入時間	本表につきまして、下記の事項をご教示願います。 ①「月曜日～金曜日の時間帯：8：00～16：00」とありますが、昼休憩時間帯（12：00～13：00）も受付けるものと理解してよろしいでしょうか。 ②土曜日の時間帯が示されていますが、「同要求水準書Ⅱ編-2-4第2章第2節2-2-2-7」におきましては、“本件施設への搬入時間は月曜日か	①ご理解のとおりです。 ②「要求水準書Ⅱ編-2-4第2章第2節2-2-2-7表2-2-1」を正とし、土曜日にも搬入することとご理解ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							ら金曜日まで”とあるため、双方に齟齬が生じております。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	
5	Ⅱ編-2-4	第2章	第2節	2-2-2-7		搬入時間帯	本施設への搬入時間は、年末年始（12月29日から1月3日）を除く月曜日から金曜日までと記載がありますが、表2-2-1には土曜日の記載があります。土曜日には搬入があることと考えてよろしいですか。	No.（3）-4の回答をご参照ください。
6	Ⅱ編-2-5	第2章	第2節	2-2-3-3	(3)	料金徴収代行業務	「事業者は、…引き渡すこと。」とありますが、引き渡しに振込手数料を要する場合は、貴市にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	現在は手数料を要していませんが、今後要する場合は協議となります。
7	Ⅱ編-2-6	第2章	第2節	2-2-6	(3)	適正処理	「処理不適物の…引き渡すこと。」とありますが、貴市又は貴市の指定する業者が使用する搬出車両の規格をご教示願います（当該車両の必要停車スペースを考慮する必要があるため）。	2t 平ボディ車と想定してください。
8	Ⅱ編-2-6	第2章	第2節	2-2-9		資源化物の利用	要求水準書第1編第3章第8節にて灰出し設備の機器構成は事業者により定めるものとして、磁選機も「必要に応じて」となっています。そのため、磁選機を非設置とした場合は本項に記載されている鉄類の選別や引き渡し条件については該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「必要に応じて」としている機器については、焼却灰及び飛灰の有効な資源化方法が確立された提案に沿った設備機器構成となるように計画してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
9	Ⅱ編-2-7	第2章	第2節	2-2-11	(1)	岡山市の指定する場所への搬出	資源化不可能となった場合の焼却灰及び飛灰、処理不適物から選別された物（焼却灰からの粒度選別等に伴う異物含む）について、貴市の指定する場所へ搬出することのご指示ですが、指定する場所をご教示願います。また、搬出先は岡山市内と考えてよろしいでしょうか。	現時点では、岡山市及び構成市町の一般廃棄物最終処分場を想定しています。
10	Ⅱ編-2-7	第2章	第2節	2-2-11	(1)	岡山市の指定する場所	指定する場所について、ご指示ください。	No. (3) -9の回答をご参照ください。
11	Ⅱ編-2-9	第2章	第2節	2-2-18-1	表2-2-3	運転基準、要監視基準及び停止基準	水銀の停止基準は、改正大気汚染防止法（水銀大気排出規制）で定められた評価方法による管理とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	Ⅱ編-2-13	第2章	第3節	2-3-13	(3)	説明用調度品の維持管理、更新	説明用調度品である説明用パンフレットの補充を考えるにあたり、想定される見学者の年間来場者人数をご教示願います。	岡山市内の類似施設では、直近三年間の年間来場者数の平均は1800名です。一方、既存施設（岡南環境センター）では、直近三年間の年間来場者数の平均は150名程度です。ただし、新施設となった場合見学者の増加を見込んでいるため、本件施設における見学者の年間来場者数は1800名程度とお考え下さい。
13	Ⅱ編-2-15	第2章	第4節	2-4-2	表2-4-1	測定項目と頻度（参考）	本表につきまして、下記の事項をご教示願います。 ①焼却灰及び飛灰の項目に「含有成分・性状試	①測定項目を添付資料-25. に示します。 ②可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							<p>験」とありますが、詳細な測定項目・方法をご教示願います。</p> <p>②騒音・振動の測定地点が「13 地点」とありますが、「要求水準書 第 I 編 設計・建設業務編 I 編-1-36 第 1 章 第 6 節 1-6-6 表 1-6-1」に示されている騒音・振動の測定場所にあわせて 4 か所としてもよろしいでしょうか。</p>	
14	Ⅱ編-2-21	第 2 章	第 8 節	2-8-2		見学者対応	<p>「事業者は、…行うこと。」とありますが、「要求水準書 第 I 編 設計・建設業務編 I 編-2-8 第 2 章 第 2 節 2-2-4」にある来場回数や来場者数を考慮の上、見学者の受付・対応要領につきましては、事業者の提案に委ねられるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
15	Ⅱ編-2-22	第 2 章	第 8 節	2-8-7	(1)	岡山市が行う電力自己託送及び売電等に係る支援	<p>「事業者は、以下に示す電力の自己託送及び売電（FIT 含む）に必要な事務及び技術支援を行うものとする。」とありますが、2022 年度より FIT 制度に加えて、FIP 制度が導入されます。</p> <p>事業者が行う業務及び技術支援は、適用条件に応じた売電方式が採用されることが前提であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
16	Ⅱ編-2-22	第 2 章	第 8 節	2-8-8	(4)	自営線による電力供給	<p>「自営線の管理区分は中継用の盤若しくは気中開閉器の 1 次側とする。」とあるため、2 次側自営線の設置、届出、維持管理等の業務、及び費用負担</p>	管理区分は温水プールに現状で設置されている気中開閉器の位置（添付資料-4. 改訂版に示す位置）とします。気中開

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							は貴市所掌であると考えてよろしいでしょうか。	閉器以降の維持管理についてはご理解のとおりです。保安監督範囲については本件事業に含むものとします。

(4) 要求水準書第Ⅲ編【焼却灰及び飛灰運搬業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(5) 要求水準書第Ⅳ編【焼却灰及び飛灰資源化業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(6) 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(7) 様式集に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1	様式集						様式第2号「入札参加表明書」等、入札参加表明時に提出する書類に、グループ名を記載する欄が見受けられますが、グループ名をご教示ください。	「【代表企業名】グループ」として下さい。
2	様式第2号 様式第4号-1					入札参加表明書、委任状 (代表企業)	構成企業が複数いる場合、構成企業数分の枚数を作成するとの理解でよろしいですか。それとも構成企業欄の行数を追加し、1枚にまとめて提出することとするのでしょうか。	適宜、必要な箇所に行を追加し、企業グループで1部にまとめてご提出ください。 また、当該様式が複数枚になるときは、各ページにページ番号(該当ページ数/総ページ数)を付してください。
3	様式第5号-1 他						様式第5号-5「建設工事特定共同企業体協定書(乙型JV)」に、当該協定書の作成部数を「【3又は4】通を作成し、～」と記載がありますが、当該共同企業体の構成企業を4社以上とする場合は、「5通を作成し、～」等に修正の上、提出することと考えてよろしいでしょうか。 また、共同企業体結成届出書の提出部数は、共同企業体の構成企業数に関わらず、1部を提出することと考えてよろしいでしょうか。	前段のご質問については、No.(1)-4を参照として下さい。 後段についてはご理解のとおりです。
4	第6号	1~4				各業務を担当する者の要件を証明す	表下の3つ目の※注意書きに、「(財)日本建設情報総合センターの・・・、又は施工実績証明書(入札参加資格確認用)(様式第6号-4(別紙)(写し可))を添付」と記載がありますが、施工	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
						る書類	実績証明書を提出することで、登録内容確認書及び実績が確認できる書類の双方の提出が不要との理解でよろしいでしょうか。	
5	第6号	1～3				各業務を担当する者の要件を証明する書類	表下の3つ目の※注意書きに、「また、民間工事の場合は・・・当該工事の請負契約書の写し及び経営事項審査の際提出する工事経歴書の写し等も添付」と記載がありますが、契約書の写しはその工事発注者への許可が必要で、場合によっては提出が困難となる可能性があるため、提出については免除して頂けませんでしょうか。	不可とします。
6	第6号	1, 2				各業務を担当する者の要件を証明する書類	様式内に記載のある「施設の構造」「施設の階数」「施設の延床面積」等の記載が入札説明書に記載のある各参加資格要件と合致しておりません。適宜修正して提出するとの理解でよろしいでしょうか。	修正を行った様式第6号-1及び2を添付します。
7	第6号	4 (別紙)				各業務を担当する者の要件を証明する書類	施工実績として、「～2年以上安定稼働した施設である。」とありますが、「安定稼働」の定義をご教示ください。	要求水準書第I編-2-5 2-2-1. (3) ④に示すとおり、「故障等により施設の運転を停止することなく、定常運転状態(処理量100t/日)を維持した状態とする。なお、施設の停止とは、故障等による計画外の停止を指すものであり、計画的な点検、清掃、調整、消耗部品交換に必要な短期間の運転停止は除くものとする。」とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
8	第6号	5				各業務を担当する者の要件を証明する書類	「※業務実績証明書…添付してください。」及び「※SPCを組成…添付してください。」とありますが、「契約書の写し」については、発注者との守秘義務に係る部分は黒塗りにして提出してもよろしいでしょうか。(その他の様式においても「契約書の写し」を添付する場合も含まれます)	可とします。ただし、契約書を黒塗りとした箇所が、実績等を証明する記載の場合は、当該契約書を要件を証明する書類と認められない場合があります。
9	第6号	1~4	(別紙)			施工実績証明書	施工実績証明書に発注者の捺印が必要な様式となっておりますが、発注者の捺印を取得するには、相当な時間を要し、かつ、場合によっては提出が困難となる可能性があるため、捺印については免除して頂けませんでしょうか。	不可とします。
10	第19号					配置予定技術者等調書	本調書につきまして、下記の事項をご教示願います。 ①「契約書の写し」については、発注者との守秘義務に係る部分は黒塗りにして提出してもよろしいでしょうか。 ②「施設概要が分かる書類の写し」については、施設のパンフレットを提出すればよろしいでしょうか。	①質問(7)のNo.8の回答を参照してください。 ②炉規模や構成、設備の概要が分かる書面であれば、形式は問いません。
11	第8号 (別紙) 8の7	2	2-1	①		焼却廃熱の有効利用	「ごみ質(正規分布に基づく発生頻度を考慮した範囲)と処理対象物量の変動した場合の発電量と消費電力量の変動について、算定式を添付資料(A4縦3枚以内)を添付する。」とありますが、	「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル(環境省)」に準じ、事業者により設定してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
							算定式を事業者で決定すると、各事業者の技術力以外の部分で差が生じる可能性があります。そのため、算定式及び算出条件について、貴市よりご教示願います。	
12	様式第8号 (別紙)	様式8の7			①	売電収入強化に向けた取り組みについて	「…ごみ質（正規分布に基づく発生頻度を考慮した範囲）と処理対象物量の変動した場合の発電量と消費電力量の変動を加味した算定式を添付資料…」とありますが、処理量の変動は、「要求水準書第Ⅱ編 Ⅱ編-1-9 1-3-2. 処理対象物及び年間処理量 (2) 計画年間処理量」に記載の通り、50,893t/年の±10%の範囲と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	様式第9号 (別紙4)						岡山市可燃ごみ広域処理施設整備・運営事業様式第9号（別紙1）に係る参考資料に関する覚書はPDFファイルで公表されていますが、wordファイルをご提供いただけますでしょうか。	Word ファイルを添付します。
14	第9号 (別紙1)	2	2-1	2-1-2	(2)	施設基本設計数値	「第Ⅰ編表3-5-1 入口排ガス条件の最大値と平均値」とありますが、該当箇所に表がありませんので、提出する物質収支は、低質ごみ、基準ごみ、高質ごみを季節別に作成するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
15	様式集						様式第 15 号、第 16 号、第 17 号、第 19 号に示す配置予定技術者調書のうち、解体企業に関する当該様式が見受けられません。別途ご提供いただけますでしょうか。	設計企業の配置予定技術者調書を様式第 15 号-1 とし、解体企業の配置技術者調書は様式第 15 号-2 とし、修正したファイルを添付します。
16	全般						近年、全国的に押印省略の流れが一般的となっていますが、様式集の中で、押印の省略をお認め頂けるものはありますでしょうか。	様式 5-1 と様式 5-4 は押印の省略を可とします。

(8) 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(9) 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

(10) 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
1							質問無し	

以上